

立禁を執行すべき豫想の下に日高地區青年部が主体となつて自警団を組織し
立禁後未豫想地を警戒す。

(口)立禁及び官憲暴行及対議院会 六月五日財部定養会 六日切目会場
八日立禁即生弁、九日西園に女青年会場で旅行して及対の氣勢を奉ぐ

立入禁止襲来

六月四日中園共三郎君、耕地二段五畝歩上立禁執行
今日午前八時中園君外八名は地主翁川村小松原并井宗太郎宅へ押しかけ行動を
もつて立禁解除要求次第を強硬に叩きつけ、御坊署では中園君等直ちに
檢束拘留せよと云ふ。携向に付し無根の事實を述べて遂に檢事局
に送り暴行爲法違反として四罰金五十元を言い渡した。組合側では不当な
りとして直ちに控訴し、河合與、河上大太郎、西園向等護士を差遣して官憲
の不当暴行の事實をバツと述べた。階級裁判所(地主翁川村の裁判所)の認
める筈もなく却つて官憲の罪を述べて地裁に徴収三ヶ月を言渡され、而も立禁告も業
却となり花ひたる同志中園君は遂に二十七日多々、同志に見送られて日高農民
の不幸を嘆かつて下獄した。

六月十八日午前五時半志賀支部へ立禁襲来一町参段歩へ執行す也。

即刻志賀支部には女子供まで動員し百餘名は大衆的ヲモで地主宅へ押しかけ
んとしたが、警戒中の官憲の爲めに阻止された。今夜は十数ヶ所に望火をたき、
徹宵警戒をなすと共に立禁及対の氣勢を上げぬ。

戦闘開始

二日より先、縣警執行部では立禁対策をせよとありける暴行迫害を蹴つて一半年
に立禁粉砕を決議し六月中旬縣警本部より米田中議部長大谷前井両常任、籠
本部より應援の西尾書記并相前後して日高へ出張。日高地区では立禁土
地の共同耕作を決議し時の到るを待つ。

官憲の暴行

立禁田地植付に對し官憲は不考にも組合地正幹部の行動を監視し共同耕作を阻
止すべく、御坊署では六月三十日早朝より官憲の吹動員を行ひ、單議指導すため
に一行中、縣警幹部を檢束せんと行なはれ、捜査中は遂に米田中議部長は七日
一日御坊署に檢束され、御歌へ送致された。代つて護正執行委員長日高に入るや直
ちに檢束ニハ送致された。單議團では幹部の公然たる存在の不能を悟り七月